USPTO、情報セキュリティ確保に向けた取り組みを推進

2025年9月4日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOでは、これまでユーザー用アカウント（USPTO.govアカウント）の作成やその本人確認手続を行わなくとも一部のオンラインサービスの利用が可能とされていたが、情報セキュリティの確保、虚偽出願の抑止などを目的として以下のような取り組みが進められている。

● 「Patent Center」全利用者の本人確認を義務化

USPTOは、9月2日、特許出願の電子出願・管理システムである「Patent Center」の利用に際して、本人確認を必須条件とする旨の運用変更を公表した[1]。本運用変更は9月11日から適用され、以降はゲストユーザーをはじめ本人確認を行っていない場合には「Patent Center」を利用できなくなる。

全てのPatent Center利用者に求められる本人確認手続は、本年3月27日にUSPTOにより公表された[2]プラットフォーム「ID.me」で行うことが可能である。「ID.me」は、不正アクセスのリスクを低減して情報セキュリティの確保を図るとともに、より簡易で迅速な本人確認手続を可能とするものとして、これまでもその利用が推奨されていた。そのほか申請書（Patent Electronic System Verification form）の提出による本人確認も引き続き許容される予定である。

● 「USPTO.govアカウント」ログイン時の多要素認証方法の厳格化

USPTOは、「USPTO.govアカウント」のセキュリティ確保を目的として多要素認証の手法についても運用の変更を予定している[3]。USPTOでは、これまでアカウントログイン時に必要となる第2認証の方法として電子メールによる認証も認めていたものの10月末をもってこれを廃止し、本年11月1日以降は「Okta Verify」などのアプリケーションを用いた認証を義務付けることとしている。

そのほかUSPTOは、権利譲渡に関するユーザー向けの新たな検索システム「Assignment Search」のリリースも予定している[4]。このシステムは、従来の特許権譲渡検索システムと商標権譲渡検索システムを統合・一本化するもので、より安全で、詳細かつ利便性の高い検索を可能とするものと説明されている。

（以上）

---

[1] USPTO implementing additional security measures for Patent Center (Sep.2,2025)
[2] USPTO launches security-enhancing identity verification process for Patent Center users (Mar.27,2025)
[3] USPTO bolsters secure access to agency systems via multifactor authentication (Aug.6,2025)
[4] USPTO enhances assignment records search process (Aug.27,2025)